

(様式1)

年 月 日

岡山県知事 殿

高校生等教育給付金受給申請書

※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ印を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、岡山県の求めに従いその金額を即時返還します。
- ☐ 私は岡山県以外の都道府県に高校生等教育給付金（奨学のための給付金）の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

（以下の空欄に保護者等が署名してください。記入の際は、別紙「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

次の2点について、該当する場合は□にレ印を付けてください。

- ☐ （新入生で希望する者のみ）高校生等教育給付金の「前倒し」受給を申請します。（支給額は年額の1/4の額。）

※上記にチェックした方は、残りの3/4の額を受給するためには同様の手続（申請書の提出や課税証明書等の提出）を再度行う必要があります。

- ☐ 家計急変による住民税非課税相当世帯であるため、高校生等教育給付金の受給を申請します。

ふりがな		高校生等 との関係 (該当する□にレ印 を付けてください)	☐ 親権者 ・ ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ・ ☐ 生徒本人 ☐ その他 ()
申請者氏名 (保護者等)			
申請者住所	〒		
申請者の連絡先	① 生徒との続柄 ()	② 生徒との続柄 ()	

(平日昼間に連絡をとることができる電話番号を記入してください。)

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	年 月 日	
氏 名					
在学する学校	入学年月	年 月 第 学年入学	☐ 通信制 ・ ☐ 通信制以外		
	学校の名称	学校名等 私立 高等学校 科 年 組 番			
		学校の種類・課程・学科 (別紙「記入上の注意」の1のハから番号を選択)	番号		既給付金受給回数
	学校の所在地等	都道府県 市区町村	電話番号		
	学校設置者の名称				
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	

【生活保護（生業扶助）の受給状況について】

(1) どちらかの□にレ印を付けてください。

- ☐ ①私の世帯は、7月1日（前倒し給付の場合は4月1日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しています。
(→「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」を添付してください。裏面の記入は不要です。)
- ☐ ②私の世帯は、7月1日（前倒し給付の場合は4月1日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。(→裏面を記入してください。)

【保護者等の収入（非課税）の状況について】

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（①～⑥の該当する□にレ印を付けてください。）

①	☐	親権者(両親)2名分 未成年(18歳未満)であり、親権者(両親が)2人存在する場合
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)2名分 入学時点または在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点までに生計を維持するものに変更がない場合
⑤	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・入学時点又は在学中に成人した場合で、未成年の時点で親権者が一人だった場合 ・入学時点又は在学中に成人した場合で、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・未成年であるが、親権者又は未成年後見人が存在しない ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

(注) 児童福祉法による児童入所施設(母子生活支援施設を除く)に入所中で、見学旅行費又は特別養成費が措置されている場合は給付対象外となります。

(3) 次の理由により課税証明書等を提出しません。
(該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

⑦	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
---	--------------------------	---

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄((3)の場合は記載不要。)

氏名(ふりがな)		生徒との続柄	
生年月日	1月1日現在の住所地	生年月日	1月1日現在の住所地
年 月 日	都道府県 市区町村	年 月 日	都道府県 市区町村

記入上の注意

1 【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

2 【生活保護（生業扶助）の受給状況について】及び【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ (1) ①に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

ハ (2) ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2) ②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2) ④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ (2) ①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

ホ (2) ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、高校生等教育給付金の受給資格はありません。

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫支出金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。